

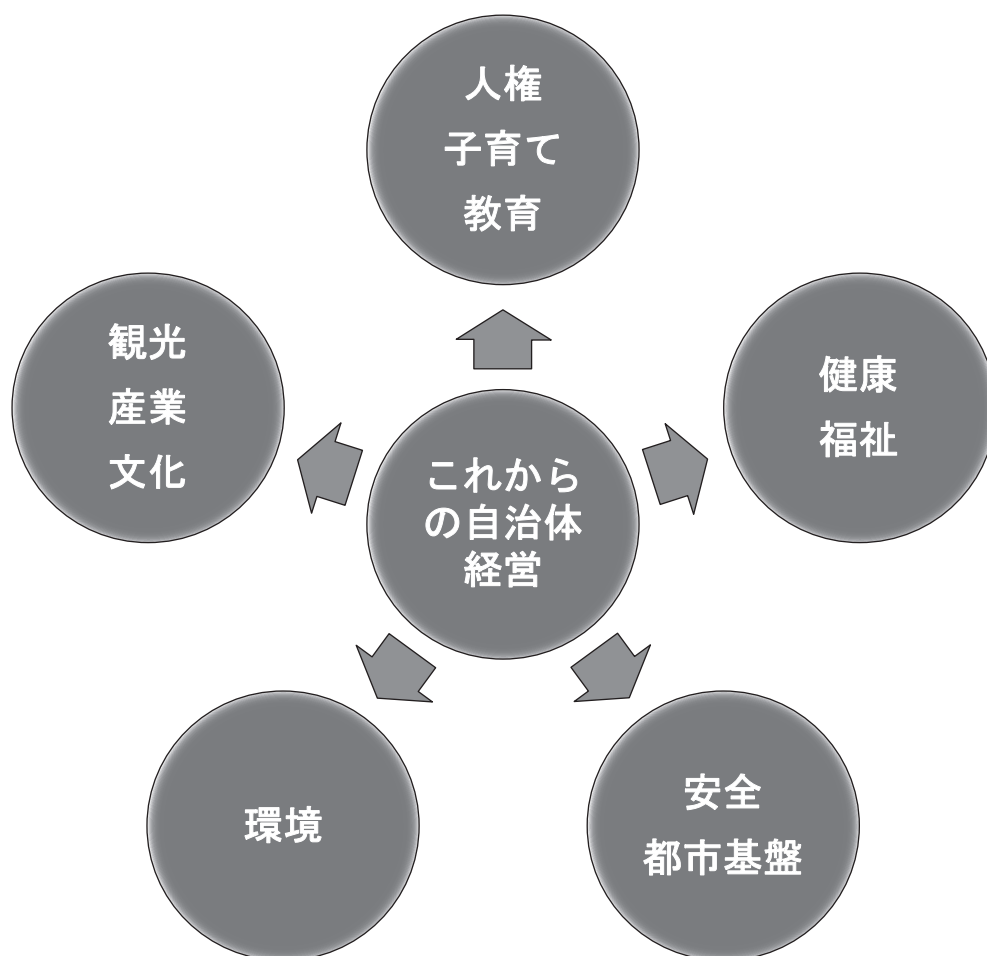
第3章 まちづくりの基本目標と基本施策

本市の将来都市像を実現するために必要なまちづくりの理念に基づき、めざすべきまちづくりを6つの基本目標として分類します。

市民の力を最大限に生かした「協働」を核とする「市民参加」のまちづくりを進めることにより、新しい「これからの自治体経営」を確立し、「人権・子育て・教育」「健康・福祉」「安全・都市基盤」「環境」「観光・産業・文化」の各分野に掲げる基本目標の実現を図ります。

そして分野ごとに、合計36の基本施策を掲げ、それぞれを横断的に連携させながら、効果的かつ効率的に施策を推進します。

<6つの基本目標>



＜第2次柳井市総合計画の体系 ～まちづくりのための6つの基本目標と36の基本施策～＞

1 これからの自治体経営 「市民の力」で支えあう 「市民参加」のまちづくり	1 市民の力	市民の力を生かし、持続可能な市民主体のまちづくりを推進します
	2 市民参画	市民参画による行政との協働の仕組みを取り入れた自治体経営を進めます
	3 情報化	情報通信技術(ICT)の活用を図り、電子自治体システムを構築します
	4 交流・連携・定住	都市間交流や広域連携を進め、地域活力の維持向上につなげます
	5 行財政運営	質の高い行政運営と健全な財政運営により、最適な公共サービスを提供します
	6 危機管理	あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できる体制の充実・強化を図ります
2 人権・子育て・教育 子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり	1 人権・男女共同参画	一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に輝く社会をめざします
	2 児童福祉	未来を担う子ども一人ひとりが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組みます
	3 青少年育成	次代を担う青少年の健全な心身の育成を地域全体で支えます
	4 学校教育・高等教育	「愛、夢、志をはぐくむ教育」を推進し、しなやかでたくましい子どもたちを育成します
	5 生涯学習	生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる環境を整えます
	6 スポーツ・レクリエーション	スポーツやレクリエーションを通じて、人と地域が元気なまちをつくります
3 健康・福祉 すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり	1 地域福祉	お互いに認めあい、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します
	2 健康・保健	市民の健康意識の向上と健康づくりを進めるとともに、保健対策の充実を図ります
	3 医療	保健・福祉分野との連携を図り、充実した医療サービスの提供に努めます
	4 高齢者福祉	いくつになってもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします
	5 障がい者福祉	障がいへの理解を深める取組を進め、共に暮らせる社会を形成します
	6 社会保障	必要な生活支援と医療などが受けられる社会保障制度を維持運営します
4 安全・都市基盤 災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり	1 防災・消防	市民の力を合わせ、防災・減災を進めるとともに消防力を強化します
	2 防犯・交通安全	まちぐるみ、市民ぐるみでの安全・安心の地域社会の構築をめざします
	3 土地利用・都市構造	住・職・学・遊・医などの生活機能がコンパクトに配置された都市を形成します
	4 住宅・住環境	すべての人が住み良さを実感できる居住環境をつくります
	5 道路・交通	快適で便利な道路空間づくり、交通ネットワークづくりを推進します
	6 上下水道	健康で快適な都市生活を支える施設整備と維持運営に努めます
5 環境 美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり	1 景観	心地よいと感じる景観を地域の財産として共有し、守り育てていきます
	2 緑化・公園	協働による緑化と花いっぱい、公園緑地の質的充実を図ります
	3 環境保全	環境への関心を高め、環境保全活動を推進します
	4 循環型社会	市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化に取り組みます
	5 環境美化・環境衛生	環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を創造します
6 観光・産業・文化 文化の香り高く、地域の活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり	1 観光	多様な地域資源の掘り起こしや連携を図り、観光振興による賑わいづくりを進めます
	2 商業・サービス業・工業	商工分野やサービス業における魅力ある事業者の取組を支援します
	3 農業・林業・水産業	若者や女性が就業する美しく活力ある農山漁村の実現をめざします
	4 企業誘致・創業支援	企業の誘致活動を強化し、働く場の創出に努めます
	5 雇用・勤労者福祉	雇用の確保と労働環境の充実にも努めます
	6 消費生活	消費者の視点を大切に取組を進めます
	7 文化・国際交流	歴史と伝統に育まれた地域文化を生かし、文化の振興や国際交流を展開します

第1節 これからの自治体経営

～「市民の力」で支えあう「市民参加」のまちづくり～

市が持続的に発展していくために、市民一人ひとりがそれぞれの地域で「わたしも一役」の思いで活躍できる「市民参加」のまちづくりを進めていきます。

市民一人ひとりが主役のまちづくりを実践し、市民の力を最大限に生かした市民と行政との「協働」を進めることで、持続可能な自治体経営と個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざします。また、協働によるまちづくりを進めるために、市民のまちづくりへの関心を高めるための情報発信を積極的に行うとともに、市民の意見を政策決定など市政に反映させるように、広聴の充実に努めます。

近隣自治体等との広域連携による共同事業の充実に努め、広域的課題の解決や交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、人口定住施策を推進します。

本市を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行、世界規模で変化する経済情勢など、大きく変化しています。こうした社会の変化に柔軟に対応しつつ、限られた財源・資源を十分に生かし、安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に提供されるように、地域の実情に応じたより質の高い行政運営、健全で持続可能な財政運営に努めます。

また、近年の大規模災害に端を発し、全国的に危機管理意識が高まる中、危機事象に対する備えの強化や発生後の早期回復が図られるように、危機管理体制を整えます。

①市民の力

市民が自分たちのまちに愛着を持ち、地域の課題に自発的かつ積極的に取り組み、助けあいや守りあいが実現できるように、コミュニティ組織の育成、人材の確保、活動の場づくりなどに努めます。また、自治会や市民活動団体、事業者、学校などが行う地域活動の充実ににより、「市民の力」を高めるとともに、市民の市民活動への参加機会の拡大と団体相互における交流連携の促進、市民と行政の協働等による持続可能な自治体経営の確立に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざします。

②市民参画

広報紙をはじめ、様々な情報媒体を有効に活用し、分かりやすく効果的に情報発信し、市民との情報の共有を図ります。また、市民参画による協働の仕組みを行政運営に積極的に取り入れ、市民の自主性と主体性のある活動を促進し、なお一層活力のあるまちづくりを進めます。さらに、広報広聴の充実などにより公正で開かれた市政の実現をめざします。

③情報化

市民がいつでも、どこでも、様々な分野でＩＣＴ（情報通信技術）を活用できるように取組を進めます。市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、情報通信ネットワークを整備するとともに、電子自治体システムを構築します。また、ＩＣＴの活用に当たっては、個人情報保護と安全性に十分な対策を講じるとともに、情報セキュリティの強化に取り組めます。

④交流・連携・定住

柳井地区広域圏内の市町をはじめ、近隣自治体や広島広域都市圏、松山都市圏などの自治体と連携を進め、広域的な課題への対応や交流人口の増加を図ります。人口減少の抑制や地域活力の維持・向上を図るため、移住定住人口の確保に向けて、企業、ＮＰＯ、同窓会等の民間組織と連携し、幅広い世代を対象としたＵＪＩターンを促進します。また、ＵＪＩターンの促進のために、広く住まいに関する情報提供・発信及び啓発を図るとともに、空き家の有効活用等に取り組めます。

⑤行財政運営

幅広い行政課題への的確な対応と、最適な公共サービスの提供、そして市民と行政が共に知恵を出しあい、持続可能な行財政運営を推進していくために、「柳井市行政改革大綱」に基づき、職員の意識改革と育成、行政マネジメントの機能強化、機能的な執行体制の整備充実、財政の健全化、市民参画とさらなる協働の推進などに取り組めます。

⑥危機管理

市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生ずるおそれがある災害、武力攻撃事態や事件・事故といった緊急事態等のあらゆる危機の未然防止に努め、危機の発生に対しては迅速に実効性のある対応を図ります。また、危機発生後の市民生活の早期回復と危機の再発防止に努めます。そのために、関係機関等との連携による危機管理体制の構築を図るとともに、市民及び事業者との連携を強化します。



市民と市長と気楽にトーク

第2節 人権・子育て・教育

～子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり～

市民一人ひとりが輝く社会を形成するため、子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民の人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

年齢、性別、国籍等を問わず、すべての人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進し、人権問題に積極的に取り組むとともに、男女が共にあらゆる分野に参画できる社会の実現を図ります。

子どもたちの自立への歩みを支援し、社会への適応力と豊かな心を育て、未来の担い手として健やかに成長できるような環境づくりを進めます。次代を担うかけがえのない子どもたちの成長を、保育所・幼稚園・学校・家庭・地域が連携して支えるとともに、学校を中心に様々な年齢層の市民が交流を深め、新たな絆を生み出すスクール・コミュニティによるまちづくりを進めます。

市民一人ひとりの生き方を大切に、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境を整えるとともに、人は地域の財産であるという認識のもと、学校教育や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等の推進による人材の育成と地域活性化を図ります。

①人権・男女共同参画

社会教育や学校教育などにおいて、人権教育や啓発活動等を積極的に実践し、市民の人権尊重の意識を高めるとともに、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。また、あらゆる分野において、個人の尊厳が侵されることのない行政運営に努めます。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、一人ひとりが個性と能力を発揮して、共に責任と喜びを分かちあえる男女共同参画社会の実現をめざします。配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を推進します。

②児童福祉

次代の社会を担う子ども一人ひとりが健やかに、いきいきと成長し、保護者が喜びを感じながら子育てができる社会の実現をめざし、保健・福祉・医療・教育の連携により、子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます。また、多様な子育てニーズに対応した子育て支援や、家庭や地域と連携した就学前教育の充実を図ります。

③青少年育成

家庭・学校・地域社会の連携を深め、次代を担う青少年の健全な心身の育成を図ります。また、豊かな人間性や社会性、倫理観を育めるように、学校教育や文化・スポーツ活動、地域ボランティア活動、国際交流など様々な活動を推進、支援します。

④学校教育・高等教育

未来を拓く子どもたちの育成のために、義務教育においては、児童生徒の基礎学力と学びに対する意欲を養うと同時に、安心してのびのびと学ぶことができる教育環境の充実を図ります。また、学校、家庭、地域等が連携協力しながら、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもの育成をめざします。

高等学校教育においては、義務教育で培った学力や個性をさらに伸ばすための教育環境の充実整備を県等の関係機関へ引き続き要請します。さらに、地域が求める人材を養成するための高等教育機関等の誘致に努め、地方創生の中心となる「ひと」の地方への回帰と定着を促進します。

⑤生涯学習

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会が得られる社会の実現をめざし、人材や各種グループの育成、施設の有効活用と整備に取り組みます。また、これまでの学習成果を地域づくりに生かすとともに、これらの活動を通して、市民が主体性を持ってまちづくりに参画することができる仕組みづくりを推進します。

⑥スポーツ・レクリエーション

スポーツを「する・観る・支える」の立場から、誰もがそれぞれの関心、適性及び健康状態等に応じて、「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しむことができるスポーツライフの実現に努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動を通して、人材育成や世代間及び地域間交流を推進し、地域活性化を図ります。



スポーツ・レクリエーションのつどい

第3節 健康・福祉

～すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり～

高齢者や心身に障がいがある人はもとより、すべての人が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

市民の健康意識を高め、健康づくりを推進するとともに、医療・保健・福祉の連携体制の強化を図ります。

高齢者が住み慣れた地域の中で、元気で生きがいを持って充実した生活を送ることができるように、介護予防対策を進めると同時に、地域社会の助けあいによる地域ネットワークづくりを図るなど、高齢者福祉の充実に努めます。

障がい者が地域社会で自立した生活を送ることができるように、障がい者福祉の充実に努めます。

低所得者の生活の安定を図るため、生活保障を必要とする人の実情に即した適切な支援や、国民健康保険事業などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

①地域福祉

市民一人ひとりが健康で、安心して暮らせるまちの仕組みをつくるために、高齢者、障がい者、子どもなどの当事者、地域住民、市民活動団体、行政、社会福祉協議会などの関係機関、サービス事業者などが協力し、官民一体となったきめ細かなサービス提供体制の整備を進め、市民総参加の地域福祉活動を展開します。また、保健・医療・福祉・地域の連携を進め、乳幼児期から高齢期までのあらゆるライフステージで、安心して良質の医療福祉サービスを受けることができる仕組みをつくります。さらに、ボランティア等の人材の養成や民間事業者の育成などに努めます。

②健康・保健

市民が生涯にわたり健康に過ごせるように、ライフステージに応じた健康意識の向上と健康づくりを推進します。検診などによる二次予防はもちろん、生活習慣の改善により発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。食育や体力づくりを推進し、乳幼児期からの健康的な生活習慣の獲得を進めます。地域においては、食生活の改善や身体活動習慣の定着を中心とした健康づくりのための地区組織活動を強化し、健康づくりの取組を拡大します。また、市民の健康づくりを支援するための環境整備に努めます。

③医療

市民が病状に応じて適切な医療が受けられるように、各医療機関の機能に応じた役割分担と相互連携を進めます。また、「かかりつけ医・薬局」の普及、救急医療体制や離島医療の確保、保健・福祉との連携強化などに努め、地域医療サービスの充実に努めます。

④高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けることができるように、介護予防対策をはじめ、認知症対策、介護サービスの充実、高齢者の生きがいづくり等を推進します。また、高齢者一人ひとりの状態等に応じた多様なサービスを切れ目なく提供できるように、医療、介護、福祉等のサービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービス事業者、行政関係者などとの連携や、地域社会での助けあいによる支援体制の構築をめざします。

⑤障がい者福祉

障がい者の療育体制や医療体制の整備を進めると同時に、障がいの種類に関わらず、必要とされるサービスを適切に受けることができるように、制度の充実を図ります。また、障がいのある人もない人も、すべての人が共に暮らせる地域社会を形成するため、障がいや障がい者についての正しい理解を深める教育や啓発などの取組を進めるとともに、社会参加や雇用の促進、福祉的就労の場の確保に努めます。

⑥社会保障

低所得者の生活の安定を図り、自立した生活を送ることができるように、生活保護制度等の社会保障制度を活用して、実情に即した適切な支援を行います。また、国民健康保険事業や介護保険事業などの社会保障制度が、市民から信頼される安定した制度として維持できるように、適切な運営に努めます。



にこにこ健康づくり

第4節 安全・都市基盤

～災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり～

近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震や、世界的な気候変動により増加傾向にある風水害等を想定した総合的な防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちをつくります。

地域活動や市民活動などと連携した防犯・交通安全対策を進め、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちをつくります。

都市としての安全性や利便性が高い良好な市街地の形成を図るために、多様な都市機能が効率的かつ効果的に配置されたコンパクトなまちをつくります。

住環境、地域交通網、上下水道などの生活基盤の整備を進めるとともに、高速交通体系へのアクセス向上に取り組み、快適で便利に暮らすことができるまちをつくります。

①防災・消防

市民の尊い生命や貴重な財産を守り、被害を最小限に抑えることができるように、地震・津波・豪雨・土砂災害などの自然災害や火災・大規模事故等に対応した防災体制の充実強化を図ります。また、防災訓練等の実施により、市民の防災・減災意識の高揚を図り、自主防災組織を核とした地域の共助体制の構築に取り組みます。消防・救急体制については、広域的な連携による消防及び救急・救助活動の強化と消防団活動の活性化を図ります。さらに、水害や山地災害、土砂災害等を防止するため、排水対策、河川改修、海岸高潮対策、砂防・地すべり防止、治山対策、危険ため池の改修などを進めます。

②防犯・交通安全

市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、警察など関係機関と連携しながら、市民の自主的な防犯活動や暴力追放運動の展開などを図り、犯罪のないまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備や交通危険箇所の解消など、道路交通環境の安全性の向上に努めます。

③土地利用・都市構造

住宅地、商業地、工業地、田園地などの土地利用の実態を考慮し、既成市街地を有効活用しつつ市街地の拡大を抑え、様々な都市機能がコンパクトに集約された都市構造への再編を進めます。また、都市としての安全性や利便性を高めるとともに、すべての人々が安心して生活できる、ゆとりと潤いのあるまちづくりのため、農林業振興施策との調整を図りつつ、都市計画の適正な規制誘導により地域の特性に応じた健全で合理的な土地利用を促進します。

④住宅・住環境

住まいづくりにおいては、高齢者や障がい者へ配慮しながら民間と行政の適切な役割分担のもと、良質な住宅・宅地の提供を促進します。また、市営住宅については、適切なストックマネジメントを行い、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を推進します。さらに、適切な管理が行われていない空き家等については、防災・衛生・景観面において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、必要な措置を適切に講ずるように努めます。

⑤道路・交通

周辺都市への移動の利便性の向上や交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、山陽自動車道や空港、新幹線駅等の高速交通体系へのアクセス向上につながる地域高規格道路の整備促進を図るとともに、鉄道・港湾機能の充実を促進します。市民が日常的に利用する市道等については、必要性の高い箇所を重点的かつ計画的に整備し、安全性や利便性、快適性の向上を図ります。また、地域の実情にきめ細かく対応するため、地元住民との協働による「ふるさとの道づくり」等を推進するとともに、道路や橋りょうの管理を適切に行い、長寿命化を図ります。

さらに、駐車・駐輪対策や公共交通施設のバリアフリー化など良好な交通環境づくりに取り組むとともに、新しい交通システムの導入など地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。平郡島への離島航路については、定期船の適切な維持管理と経営改善に努めます。

⑥上下水道

市民に安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した管路や施設の更新と耐震化を行い、強靱で災害に強い水道施設の確立をめざします。また、健全な経営基盤を確立するため、適切な水道料金の設定や事業費の削減を図り、持続可能な水道事業の経営に努めます。平郡島の簡易水道については水質の向上と安定供給に努めます。

快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質を保全するため、汚水処理施設の整備を進めます。整備に当たっては、人口動態等の社会情勢の変化を勘案しつつ、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定し実施します。下水道事業の経営に当たっては、公営企業会計へ移行し経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。



柳井市消防団消防操法大会

第5節 環境

～美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり～

本市は、瀬戸内海の美しい景観、緑豊かな自然、陽光あふれる温和な気候に恵まれ、長い歴史に培われた多彩な文化と多くの歴史的遺産の恵みを受け、良好な環境のもとに発展を続けてきました。この美しい自然と地域の歴史・文化を生かし、地域の特性に応じた景観の形成と保全に取り組んでいきます。

市民に親しまれる公園の整備や緑化を推進し、自然環境や景観と調和した花と緑にあふれるまちをめざします。

廃棄物の発生をできる限り抑制し、資源化や適正処理、エネルギーの効率的利用などを促進するとともに、自然環境の保全・創造に努め、環境と共生するまちづくりを進めます。

良好な生活環境の保全や都市美化を推進するとともに、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

①景観

歴史的な建造物や史跡をはじめとする文化遺産や、伝統的な町並み、多様な地勢や自然環境によって培われた良好な景観を保全、形成、活用していきます。心地よいと感じる景観を共有し、守り育てていくといった景観に対する市民の意識向上を図り、市民と協働して、良好な生活空間や魅力ある街並みの創出に努めます。

②緑化・公園

柳井ウェルネスパークや茶臼山古墳歴史の広場など特色ある公園や、自宅から歩いて利用できる身近な公園など市民に親しまれている公園緑地の整備を進め、市民が自然とふれあえる機会や場の充実を図ります。また、市民や事業者と一体となった市民参加による地域ぐるみの緑化活動を推進し、花と緑にあふれるまちづくりを進めます。

③環境保全

恵まれた自然環境や多様な生物の生息環境を次世代へ引き継いでいくため、その保全と回復・創出に努めるとともに、森林、農地、海岸などが持つ公益的機能の増進を図ります。また、市民や企業等が、環境を守り育てる活動に主体的かつ具体的に取り組めるように、情報提供や学習機会の充実などに努めます。さらに、省資源・省エネルギー対策の普及促進や新エネルギーの導入に努めます。

④循環型社会

循環型社会形成推進基本法に定めるごみの減量・資源化の原則に従い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進します。また、市民・事業者の自主的な取組を促し、ごみの発生、排出を抑制するとともに、市民の受益と負担に配慮したごみの適正処理と資源化を推進します。

⑤環境美化・環境衛生

快適な生活環境を保つため、大気汚染や水質汚濁、悪臭、近隣騒音等の公害防止に努めるとともに、市民の環境保全意識や美化意識を高め、環境衛生対策の充実を図ります。斎場については、施設の適切な維持・管理に努めます。また、犬猫など動物の愛護と適正な飼養についての理解と意識を高めるための取組を推進します。



柳井市をきれいにする実践活動の日（クリーン大作戦）

第6節 観光・産業・文化

～文化の香り高く、地域の活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり～

本市の温暖・多日照な気候風土、豊かな自然や歴史などの多様な地域資源の魅力を情報発信する取組を地域ぐるみで行い、集客と交流を生み出すことにより、交流人口が増え地域が潤う観光のまちをめざします。

地域の特性や伝統を生かしながら、商業・サービス業・工業、農林水産業などの発展を促進するとともに、魅力ある雇用の場を創出し、活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくりを進めます。

すべての人が安心して働くことができるように、就業機会の拡充と労働環境の整備に努めます。また、市民の消費生活の安定と向上に向けて、啓発活動に取り組みます。

生活を彩る芸術・文化については、市民の活発な活動を支援していくとともに、伝統文化の保存・継承を図ります。また、異なる文化や価値観への理解と認識を深めることができるように国際交流を促進します。

①観光

本市には、自然や歴史・文化資源が多く残されており、温暖・多日照な気候風土にも恵まれています。これらの資源をさらに磨き上げ、本市ならではの時間と空間を提供することにより、魅力ある観光地づくりを進めます。また、観光と農業や漁業、スポーツを融合させた、体験観光・スポーツ観光への取組を強化するとともに、観光客の受入体制の充実を図ります。さらに、地域に点在する観光資源のネットワーク化や広域観光ルートの確立に努めます。

②商業・サービス業・工業

県、商工団体等の関係機関と連携を図りながら、まちづくりと一体となった総合的な振興施策を推進し、まちに活力をもたらす商業・サービス業・工業の振興を図ります。特に、市内事業所の大多数を占める中小企業の振興を重要な柱と位置づけ、地域経済の活性化に取り組みます。小売商業については、地域特性に応じた魅力ある商業機能の充実に取り組むとともに、空き地・空き店舗対策や交通対策などを進め、商店街の活性化に努めます。また、産業の高付加価値化や生産性の向上を促進するとともに、高齢化の進行など生活様式の多様化などに対応するため、多様なサービス業の振興に努めます。さらに、既存企業の技術力の向上や付加価値の高い製品の開発、新分野への進出等を支援し、競争力のある工業の振興を図ります。

③農業・林業・水産業

農山漁村の有する潜在力を十分に引き出すことにより、地域の活力を高め、産業として持続的に発展できる農林水産業の振興を図ります。

農業では、生産基盤の整備、集落営農への誘導、意欲ある担い手の確保と育成、地産地消の推進、販路拡大や集落営農法人等の連携強化を進めることで魅力ある農業づくりを促進します。また、花きや野菜、果樹などの産地化を進めることで、付加価値の高い競争力のある農産品づくりをめざします。畜産は、資源循環型畜産などを進めるとともに、経営安定化対策などに取り組みます。

林業では、森林資源の有効活用を図るとともに、施業体制の確保、林業基盤の整備、計画的造林と保育、天然林の保全を進めます。

水産業では、水産資源の維持・増大を図るため、種苗の生産と育成に取り組むと同時に、魚礁の設置など漁場の整備と漁業環境の保全に取り組み、「つくり育てる漁業」を推進します。また、後継者の確保と育成、流通体制の整備、水産物のブランド化などを進めるとともに、漁港の機能保全計画に基づく長寿命化により漁業経営環境の改善を図ります。

さらに、農林水産業全体での6次産業化や農商工連携を推進します。

④企業誘致・創業支援

生産拠点の新設・移設や本社機能等の地方移転など、企業立地に関する情報の収集と誘致活動を強化します。また、誘致した企業に対する支援制度を充実させるとともに、創業者への資金面での支援や経営相談体制を強化します。さらに、企業用地等として、未利用地や未利用施設の有効活用に努めます。

⑤雇用・勤労者福祉

雇用の安定確保と就業機会の拡充を図るため、国や県、企業など関係機関との連携を強化しながら、情報提供や相談体制の充実整備に努めます。社会の担い手となる若者に対して教育と雇用をつなぎ、あらゆる状況の若者にキャリア形成のチャンスを提供するために、関係機関等と連携した総合的・体系的な支援を行い就業の促進を図ります。また、多様な勤務形態の普及と、女性や高齢者、障がい者等の就業促進を図ります。さらに、勤労者が安心して快適に働ける労働環境を整備するなど、勤労者福祉の向上に努めます。

⑥消費生活

消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応するため、行政、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体等との間の相互の連携を図り、消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援など生活者が主役になる社会の実現に向けて消費者施策を推進します。また、消費者自身が安全な商品・サービスを安心して消費できるように、消費生活に関する的確な知識や学習機会の提供に努めるとともに、被害が生じた場合の相談体制の充実を図ります。

⑦文化・国際交流

本市には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白壁の町並みや、僧月性ゆかりの史跡など、各地区に有形無形の貴重な文化財や歴史遺産等が数多く存在します。これらの貴重な歴史的文化遺産の情報発信に努めるとともに、次世代に引き継ぐための保存や伝承に必要な施策を推進します。また、市民の活発な芸術・文化活動を支援するために、各種文化講座等の開催や芸術・文化に関する情報提供に努めると同時に、文化施設などの有効活用や効率的な運用を図ります。

国際交流においては、継続的な交流のあり方や新たな地域との交流を検討するとともに、異なる文化や価値観への理解と認識を深めることができるように、教育・文化、スポーツ、経済など幅広い分野での交流を促進し、外国人との相互理解の促進などに努めます。



柳井金魚ちょうちん祭り